認可外保育施設における防災計画（原子力災害編）のひな型

＜UPZ用＞

○○保育所防災計画

（原子力災害編）

平成　　年　　月　　日

（防災計画（原子力災害編）作成にあたっての補足説明）

このページは、計画作成時には削除してください。

１　計画策定の時期と内容

（１）早期に策定することが望ましい範囲

○　風水害や地震災害等の自然災害の場合は、既に策定されている避難計画の活用等によって、一定の対応が期待できますが、原子力災害は自然災害と比べて特殊な性格のものでもあることから、具体的な避難計画を早期に策定することが望ましいものと考えています。

　　○　中でも、実際に原子力災害が発生した際の具体的な行動については、特に重要であると考えられます。

　　○　児童福祉法施行条例の改正により、児童福祉法により知事に届出が義務付けられている認可外保育施設は、平成２７年３月までに、火災、風水害、地震災害、原子力災害その他の災害が発生した場合における安全確保のための体制、避難の方法等を定めた防災計画を策定することとなりましたが、少なくとも、本ひな形で示す第３章までは、可能な限り、平成２６年６月中に策定していただくようお願いします。

（２）既存計画がある場合

　　○　地域防災計画では、福祉施設や学校は、施設毎に原子力災害時の避難計画を定めることとなっていますので、既に施設において原子力災害時の避難計画を定められている施設もあるかと思います。

　　○　本ひな形は、あくまで参考としてお示しするものであり、既に計画を策定されている場合は、本ひな形に沿った新たな計画を策定していただく必要はありません。本ひな形を今後の改正等の際に参考にしていただければと思います。

２　保育所・幼稚園・認可外保育施設における原子力災害時の基本的な考え方

（１）原子力発電所から５Ｋｍの範囲内（ＰＡＺ）の施設

　　○　保護者に迎えを要請し、保護者に引き渡すことが原則ですが、東日本大震災の例によれば、警戒事態発生から保育所等が避難を開始すべきタイミング（施設敷地緊急事態）まで、概ね１．５時間となっており、多くの児童の迎えが間に合わないことが想定されます。

　　○　このため、一定の人数を保育所として避難させることを前提に、避難計画を作成する必要があります。

（２）原子力発電所から５Ｋｍ～３０Ｋｍの範囲（ＵＰＺ）の施設

　　○　ＵＰＺに所在する施設については、警戒事態発生から避難開始までに相当程度の時間があることが想定されることから、基本的には、児童を屋内に退避させ、迎えに来た保護者に児童を引き渡すことが原則だと考えています。

　　○　ただし、中には迎えが間に合わない児童が発生する可能性もありますので、一部の児童については、保育所として避難させることも想定しておく必要があります。

（３）避難方法

　　○　原子力災害時の避難は、遠方に避難することとなるため、基本的に車両による避難となります。

　　○　車両による避難の場合、道路交通法上、緊急時にチャイルドシートの着用が免除される場合があります（道路交通法施行令第２６条の３の２第３項第８号）が、避難に使用する車両として予め避難計画に盛り込んだ車両についてはこの規定は適用されず、チャイルドシートの着用が必要となりますので、注意が必要です。（座席が幼児専用になっていて、チャイルドシートを取り付けることができない送迎バス等、既に着用義務が免除されているものは除く）。

○　このため、計画を定める際は、既に着用義務が免除されている車両を保有している、施設所有車両にチャイルドシートが装着されている、職員所有車両にチャイルドシートが装着されている車両がある等の場合を除き、市町が用意するバス等での避難を中心とした計画とする方が望ましいものと思われます。

このページは、計画作成時には削除してください。

３　避難する場合の避難先、避難ルート、集合場所

　原子力災害時の避難先、避難ルート、市町所有車両で避難する場合の集合場所については、市町において定められています。

　　詳しくは、以下でご確認ください。

　　○　唐津市　　　　<http://www.city.karatsu.lg.jp/benri_dtl.php?category=0810308001312327711&articleid=04017440013722120451027409698>

　　○　伊万里市

<http://www.city.imari.saga.jp/2917.htm>

　　○　玄海町

　　　　<http://www.town.genkai.saga.jp/kurashi/kurashi/syozo/genshisaigai/000001152/>

目次

[第１章　目的 3](#_Toc388621614)

[第２章　原子力災害の概要 3](#_Toc388621615)

[１　災害の特徴 3](#_Toc388621616)

[２　原子力災害における緊急事態の区分 3](#_Toc388621617)

[第３章　原子力災害発生時の行動計画 4](#_Toc388621618)

[第１節　原子力災害発生時の避難等に係る基本的な事項 4](#_Toc388621619)

[１　原子力災害時の防護措置 4](#_Toc388621620)

[第２節　○○保育所における具体的な行動計画 5](#_Toc388621621)

[１　○○保育所における原子力災害時の基本的対応 5](#_Toc388621622)

[２　○○保育所における具体的な避難行動計画 5](#_Toc388621623)

[第４章　原子力災害に備えた平常時の対応 8](#_Toc388621624)

[第１節　あらかじめ定めておく事項 8](#_Toc388621625)

[１　職員参集基準 8](#_Toc388621626)

[２　ＵＰＺ区域外の避難場所 8](#_Toc388621627)

[３　避難経路 8](#_Toc388621628)

[４　組織編制（役割分担） 9](#_Toc388621629)

[５　誘導責任者 10](#_Toc388621630)

[６　誘導方法 10](#_Toc388621631)

[７　児童等の移送に必要な資機材の確保 10](#_Toc388621632)

[８　関係機関との連携方策等 11](#_Toc388621633)

[９　非常持出品 11](#_Toc388621634)

[10　家族への引渡し方法 11](#_Toc388621635)

[第２節　平常時の取組み 12](#_Toc388621636)

[１　避難訓練の実施 12](#_Toc388621637)

[２　防災計画の見直し 12](#_Toc388621638)

[３　防災教育の実施 12](#_Toc388621639)

[４　物資・資機材の配備 13](#_Toc388621640)

[５　入園児童等の情報整理 13](#_Toc388621641)

[６　地域との連携 13](#_Toc388621642)

[７　避難方法、引渡しルール等の周知 13](#_Toc388621643)

[各種リスト・様式等 14](#_Toc388621644)

[職員連絡網（様式例） 14](#_Toc388621645)

[公的機関等緊急連絡先一覧（様式例） 15](#_Toc388621646)

[備蓄品等リスト（例） 16](#_Toc388621647)

[緊急時連絡・引き渡しカード（例） 17](#_Toc388621648)

[割振り表（例） 18](#_Toc388621649)

|  |
| --- |
| 第１章　目的 |

　この計画は、玄海原子力発電所から5Km～30Kmの範囲内（UPZ）に存する○○保育所において、玄海原子力発電所における原子力災害が発生した場合に、入所児童及び職員の安全を確保するための行動計画等を定めるものである。

|  |
| --- |
| 第２章　原子力災害の概要 |

### １　災害の特徴

　ア　放射性物質又は放射線の放出

☑原子力災害では、放射性物質又は放射線の放出という特有の事象が生じる。

　イ　目に見えない

☑放射性物質又は放射線の存在は、放射線測定器を用いることによって検知することができるが、その影響をすぐに五感で感じることはできない。

☑このため、国、県、市町等が発表する正確な情報を入手し、冷静、沈着、確実にその指示等に従うことが大切。

☑また、平時から放射線についての基本的な知識を得て、理解しておくことも必要。

　ウ　放射線被ばく

☑放射線を身体に受けることを「放射線被ばく」といい、放射線被ばくの経路には、「外部被ばく」と「内部被ばく」の２種類がある。

☑外部被ばくは、体外にある放射性物質から出る放射線を受けることによる被ばく。内部被ばくは、呼吸によって空気中の放射性物質を吸い込んだり、放射性物質を含んだ飲食物を摂取したりすることにより、体内にある放射性物質から出る放射線を受けることによる被ばく。

☑外部被ばくと内部被ばくは、複合的に起こり得ますので、原子力災害対策の実施に当たっては、双方を考慮し、無用な被ばくを回避することが大切。

### ２　原子力災害における緊急事態の区分

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 内容 |
| 警戒事態 | その時点で公衆への放射線による影響やその恐れが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はその恐れがあるため・情報収集等の準備・避難の実施に通常以上の時間がかかる災害時要援護者（子どもなど）等(\*1)の避難等の防護措置の準備を開始する必要のある段階 |
| 施設敷地緊急事態 | 原子力施設において 公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始するとともに、災害時要援護者（子どもなど）等の避難を実施する必要がある段階 |
| 全面緊急事態 | 原子力施設において 公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響(\*2)を回避し、確率的影響(\*3)のリスクを低減させる観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階 |

　　＊１　病気療養中の者等、動かすことで病状が悪化する恐れのある者は除く。

　　＊２　「一定量の放射線を受けると、必ず影響が現れる」現象。また、受けた放射線の量が多くなるほど、その影響度（障害）も大きくなる。確定的影響は数多くの細胞が放射線によって傷ついたときに生じ、毛が抜けたり、白内障になったりという障害が発生する。確定的影響は、放射線を受ける量を一定量（しきい値）以下に抑えることで防ぐことができる。（電気事業連合会HP）

＊３　一定量の放射線を受けたとしても、必ずしも影響が現れるわけではなく、「放射線を受ける量が多くなるほど影響が現れる確率が高まる」現象。ガンや白血病は確率的影響。しかし放射線の量が多くなったからといって、症状が重くなるわけではない。（電気事業連合会HP）

|  |
| --- |
| 第３章　原子力災害発生時の行動計画 |

## 第１節　原子力災害発生時の避難等に係る基本的な事項

### １　原子力災害時の防護措置

（１）基本的な対応

　　①　PAZ（～5Km）

　　　　全面緊急事態になれば、即時避難（認可外保育施設については、施設敷地緊急事態の時点で避難）。

　　②　UPZ（5Km～30Km）

　　　　屋内退避を基本とし、放射性物質放出後、その実測値に基づき避難。

（２）防護措置の基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | PAZ（～5Km） | UPZ（5Km～30Km） |
| 警戒事態 | （例）県内で震度６弱の地震が発生 | ・認可外保育施設等、避難に時間を要する施設において避難準備 | － |
| 施設敷地緊急事態 | （例）玄海原子力発電所の全交流電源喪失状態が３０分以上継続 | ・認可外保育施設等の避難実施・一般住民の避難準備・安定ヨウ素剤の服用準備 | **・屋内退避準備** |
| 全面緊急事態 | （例）玄海原子力発電所の全ての非常用炉心冷却装置による注水が不可能 | ・一般住民の避難開始・安定ヨウ素剤服用 | **・屋内退避実施**・安定ヨウ素剤服用準備**・避難等の準備** |
| (OIL１)空間線量が500μ㏜/h | － | **・１日以内に避難** |
| (OIL2)空間線量が20μ㏜/h | － | **・１週間以内に避難** |

## 第２節　○○保育所における具体的な行動計画

### １　○○保育所における原子力災害時の基本的対応

①　児童を保護者に引き渡すことを原則とする。

②　OIL1の状態に達した時点で保護者に引き渡すことができない児童は、指定された避難所に避難させ、避難先で、当該児童を保護者に引き渡す。

③　避難する場合の避難先は、認可外保育施設が所在する地区の避難所として市町が指定する場所とする。

### ２　○○保育所における具体的な避難行動計画

　　　※【情】：情報収集・連絡班　　【救】：救護班　　【安】：安全対策班　　【物】：物資班

　　　※経過時間：東日本大震災を参考に仮に設定した時間であり、あくまで目安。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 具体的な対応 | 担当者 | 経過時間 |
| （１）警戒事態時 | 0.0h |
|  | ■（例）震度６弱の地震が発生■市（町）が「警戒事態」である旨の発表 | 【体制整備】**□職員への対応指示****□職員参集（全職員）【情】****□情報収集【情】**　・市（町）から発せられる情報・想定している避難ルートの状況**□地震等により負傷した児童等の救護【救】** | 園長[主]○○　[副]△△[主]○○ [副]△△[主]○○　[副]△△ |  |
| 【児童引き渡し】**□保護者に児童の迎えを要請【情】**　・手段：一斉メール**□児童を引き渡し【安】**　・迎えに来た保護者に児童を引き渡し　・「緊急時連絡・引き渡しカード」による確実なチェックを行う

|  |
| --- |
| [重要]被災の状況からして、引き渡し後の安全が確保できない場合には、家族への引き渡しを控える |

**□在所人数の把握【安】**　・随時在所人数を把握しておく | [主]○○　[副]△△[主]○○　[副]△△[主]○○　[副]△△ |  |
| （２）施設敷地緊急事態 | 1.5h |
|  | ■（例）全交流電源喪失状態が３０分以上継続■市（町）が施設敷地緊急事態である旨発表 | 【屋内退避準備】**□屋内退避できるスペースの確保【安】****□屋内退避に必要な物資等の準備【物】**　・「備蓄品等リスト」によるチェック | [主]○○　[副]△△[主]○○　[副]△△ |  |
| 【児童引き渡し】**□迎えに来た保護者への児童の引渡しを継続【安】** | [主]○○　[副]△△ |  |
| （３）全面緊急事態 |
|  | ■（例）全ての非常用炉心冷却装置による注水が不可能■市（町）が全面緊急事態である旨発表職員等の自家用車両で避難する場合は、チャイルドシートの着用義務が免除されないことに注意してください。 | 【屋内退避実施】**□児童等に屋内退避を指示【安】** | [主]○○　[副]△△ |  |
| 【避難準備】**□児童対応【安】**　・身支度等**□非常用持ち出し物資準備【物】**　・「備蓄品等リスト」によるチェック**□車両台数確認・車両要請【物】**　・認可外保育施設所有車両、職員所有車両での避難可能人数を把握**□要避難児童・引率職員の避難車両等の割り振り（「割振り表」の作成）【安】**　・避難車両が不足する場合は、市（町）が指定する集合場所に移動させる児童・引率職員を選定**□避難ルートの状況把握【情】**　・想定している避難ルートの状況把握**□避難ルートの決定****□保護者への連絡【情】**　・内容：避難の可能性がある旨、避難する場合の避難先、避難ルート　等　・手段：一斉メール | [主]○○　[副]△△[主]○○　[副]△△[主]○○　[副]△△[主]○○　[副]△△[主]○○　[副]△△園長[主]○○　[副]△△ |  |
| 【児童引き渡し】**□迎えに来た保護者への児童の引渡しを継続【安】** | [主]○○　[副]△△ |  |
| OIL1 |
| ■空間線量が500μ㏜/h■市（町）からの避難指示

|  |
| --- |
| １日以内の避難が必要 |

 | 【避難実施】　市町が指定する集合場所に集合し、市（町）が用意する車両により避難する児童が発生する可能性があることから、避難開始のタイミングは、市（町）の車両による避難と同じタイミングを想定。**□保護者への連絡【情】**　・内容：避難を実施する旨、避難開始予定時刻、避難ルート、避難先、避難後の児童の引渡し方法　・方法：一斉メール**□要避難児童数、要避難児童・引率職員の避難車両の割り振り、一時集合場所に移動する児童・引率職員の確認【安】****□避難ルートの決定**・全面緊急事態時に決定した避難ルートが通行可能か確認し、必要であれば、避難ルートの変更を決定する。　児　況量に**□避難実施【安】**

|  |
| --- |
| 避難先名称：●●市◇◇公民館住所：●●市XXX避難先に係る連絡先●●市役所□□課▲▲係0952-XX-XXXX |

1. 職員所有車両等による避難

　　○○保育所↓（国道◇◇号線経由）●●市◇◇公民館1. 市町が指定する集合場所に移動

　　○○保育所　　↓（徒歩：約■■分）　　集合場所（◇◇◇◇）　　↓（市（町）が用意するバス）　　●●市◇◇公民館**□避難実施の関係機関への連絡【情】**

|  |
| --- |
| 連絡先①：県こども未来課TEL 0952-25-7382FAX 0952-25-7339E-mail kodomomirai@pref.saga.lg.jp連絡先②：■■市●●課TELFAXE-mail |

 | [主]○○　[副]△△[主]○○　[副]△△園長[主]○○　[副]△△[主]○○　[副]△△ |  |
|  |  | 【児童引き渡し(避難所到着後)】**□保護者への連絡【情】**　・内容：避難完了した旨、避難先、引渡しの方法　等　・手段：一斉メール、個別連絡**□児童を引き渡し【安】**　・「緊急時連絡・引き渡しカード」による確実なチェックを行う**□未引き渡し人数の把握【安】**　・随時人数を把握しておく【関係機関への連絡】**□避難完了の関係機関への連絡【情】**

|  |
| --- |
| 連絡先①：県こども未来課TEL 0952-25-7382FAX 0952-25-7339E-mail kodomomirai@pref.saga.lg.jp連絡先②：■■市●●課TELFAXE-mail |

 | [主]○○　[副]△△[主]○○　[副]△△[主]○○　[副]△△[主]○○　[副]△△ |  |
|  | OIL2 |
|  | ■空間線量が20μ㏜/h■市（町）からの避難指示

|  |
| --- |
| １週間以内の避難が必要 |

 | **□屋内退避・児童の引渡しを継続【安】****□認可外保育施設閉所時間までに、保護者が迎えに来ることができない児童についての対応を市（町）と協議** | [主]○○　[副]△△園長 |  |

|  |
| --- |
| 第４章　原子力災害に備えた平常時の対応 |

## 第１節　あらかじめ定めておく事項

### １　職員参集基準

　　　　認可外保育施設開所時間中に市（町）が「警戒事態」である旨発表した場合、全職員が登園する。

### ２　ＵＰＺ区域外の避難場所

　　　①名称：●●市◇◇公民館

②住所：●●市XXX

③避難先に係る連絡先：●●市役所□□課▲▲係（0952-XX-XXXX）

### ３　避難経路

（１）○○保育所から職員所有車両等で直接避難所に避難する場合

　　①　基本ルート

○○保育所　→　県道□□号線　→　国道▲▲号線　→　●●市◇◇公民館

　　　　②　予備ルート

　　　　　　避難開始前に基本ルートの通行が不可能であることが判明している場合は、園長が予備ルートによる避難を指示する。

　　　　　　○○保育所　→　県道□□号線　→　国道ＸＸ号線　→　●●市◇◇公民館

　　　　③　基本ルート、予備ルートが不通等の場合のルート設定

　　　　　・避難開始前に基本ルート及び予備ルートの通行が不可能であることが判明している場合は、園長が、避難所への避難ルートを指示する。

　　　　　・基本ルート又は予備ルートにより避難している最中に、当該ルートの通行が不可能であることが判明した場合は、当該車両の引率責任者が避難ルートを選択する。

　　（２）○○保育所から市（町）が指定する集合場所に移動し、一般住民と共に避難する場合

　　　　①　基本ルート（徒歩）

○○保育所　→　□□左折　→　◎◎右折　→　ＸＸ集合場所

　　　　②　予備ルート（徒歩）

　　　　　　避難開始前に基本ルートの通行が不可能であることが判明している場合は、園長が予備ルートによる避難を指示する。

　　　　　　○○保育所　→　□□左折　→　◎◎右折　→　ＸＸ集合場所

　　　　③　基本ルート、予備ルートが不通等の場合のルート設定

　　　　　・避難開始前に基本ルート及び予備ルートの通行が不可能であることが判明している場合は、園長が、避難所への避難ルートを指示する。

　　　　　・基本ルート又は予備ルートにより避難している最中に、当該ルートの通行が不可能であることが判明した場合は、引率責任者が避難ルートを選択する。

|  |
| --- |
| ＜地図＞ |

### ４　組織編制（役割分担）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 班　　名 | 担当者名（◎：責任者） | 役　　割 |
| 総括責任者 | ◎　園長 | 避難の判断など防災対策についての指揮ほか、全般 |
| 情報収集・連絡班 | ◎　■■　■■　　▲▲　▲▲ | 気象・災害の情報収集 |
| 職員への連絡、職員・職員家族の安否確認 |
| 関係機関との連絡・調整 |
| 利用者家族への連絡 |
| 地域住民やボランティア団体、近隣の社会福祉施設への救援の要請と活動内容の調整 |
| 避難状況のとりまとめ |
| 救護班 |  | 負傷者の救出 |
| 負傷者への応急処置 |
| 負傷者の病院移送 |
| 安全対策班 |  | 利用者の安全確認 |
| 施設、設備の被害状況確認 |
| 利用者への状況説明 |
| 利用者の屋内退避の誘導（原子力災害時） |
| 利用者の避難誘導 |
| 利用者の家族への引渡し |
| 火の元の確認、初期消火 |
| 物資班 |  | 食料、飲料水ほか備品の管理、払出し |
| 物資の調達、補給（販売店への発注） |

### ５　誘導責任者

　①認可外保育施設所有車両等で避難するグループ

　　総責任者：□□　□□

　　　・○号車：（主）▲▲　▲▲　（副）□□　□□（兼運転手）

　　　・○号車：（主）▲▲　▲▲　（副）□□　□□（兼運転手）

　　　・○号車：（主）▲▲　▲▲　（副）□□　□□（兼運転手）

　　　　　…

　　　・近隣住民の車両への誘導責任者：▲▲　▲▲

　②市町が指定する集合場所に移動し、市町所有車両で避難するグループ

　　（主）△△　△△　　（副①）▲▲　▲▲ （副②）▲▲　▲▲

### ６　誘導方法

　①認可外保育施設所有車両等で避難するグループ

上記５－①の各号車の責任者及び近隣住民の車両への誘導責任者が、別添「割振り表」に従って、児童を該当車両に誘導

　②市町が指定する集合場所に移動し、市町所有車両で避難するグループ

　　　誘導責任者（主担当：△△　△△）が先頭を歩き、副担当①（▲▲　▲▲）が列の中ほど、副担当②（▲▲　▲▲）が最後尾を歩き、周囲の安全を確認しながら、また、列から離脱する児童がいないよう注意して移動する。

送迎バス等、チャイルドシートの着用義務が免除されていない車両を想定する際は、チャイルドシートの数等も想定しておく必要があることに注意してください。

　　・０歳児　　：職員がおんぶ紐でおんぶ（最大○人対応可能）

　　・１～２歳児：散歩車に分乗（最大○人対応可能）

　　・３歳児以上：徒歩（誘導ロープを持たせる）

### ７　児童等の移送に必要な資機材の確保

（１）避難車両

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 所有者 | 乗車可能人数 |  |
| ○号車 | ○○保育所 | ５人 |  |
| ○号車 | ■■　■■ | ４人 |  |
| ○号車 | ■■　■■ | ４人 |  |
| ○号車 | ■■　■■ | ４人 |  |
| ○号車 | ■■　■■ | ４人 |  |

（２）徒歩避難用

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 資機材名 | 所有数量 | 保管場所 |
| おんぶ紐 | 　１０本　 | ■■■■ |
| 散歩車 | （６人乗り）２台　（４人乗り）３台　 | ■■■■ |
| 誘導ロープ | ２本　 | ■■■■ |

### ８　関係機関との連携方策等

　　市町、消防署、地域の消防団及び周辺事業所等との連携を密にし、緊急時の連絡通報や救助活動等に関する協力体制の確立に努める。

　　また、地元市町が行う訓練（例年○月中旬に実施）に、地域の一員として参加する。

### ９　非常持出品

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 物品名 | 所有数量 | 非常時持出し数量 | 保管場所 |
| 緊急時連絡・引き渡しカード | 一式（○人分）　 | 一式（○人分） | ■■■■ |
| ・・・ |  |  |  |
| 非常用持出袋 | ２セット | ２セット | ■■■■ |
|  | （内容物）・懐中電灯（２本）・乾電池　　・　　・　　・ |  |

### 10　家族への引渡し方法

　　○　家族への引渡しは、別添「緊急時連絡・引き渡しカード」に基づいて行う。

　　　　①迎えに来た家族の氏名等を免許証等により確認

　　　　　↓

　　　　②緊急時連絡・引渡しカードと照合

　　　　　↓

　　　　③照合できた場合は、児童を引き渡し、緊急時連絡・引渡しカードに、引き渡し者や引渡し時刻等を記入する。

　　○　「緊急時連絡・引き渡しカード」は、児童の入園時又は年度当初に保護者に作成・提出を依頼し、変更があれば随時修正し、常に最新の情報となるようにしておく。

## 第２節　平常時の取組み

### １　避難訓練の実施

　　平成○年度においては、下記のとおり毎月１回避難訓練を実施する。

|  |  |
| --- | --- |
| 月 | 内容 |
| 想定する災害 | 訓練の内容 |
| ４月 | 火災 |  |
| ５月 | 風水害 |  |
| ６月 | 地震災害 |  |
| ７月 | 原子力災害 |  |
| ８月 | ・ |  |
| ９月 | ・ |  |
| １０月 | ・ |  |
| １１月 | ・ |  |
| １２月 | ・ |  |
| １月 | ・ |  |
| ２月 | ・ |  |
| ３月 | ・ |  |

　　※想定する災害の別にかかわらず、上記避難訓練に加え、消火に係る訓練も毎月１回実施する。

### ２　防災計画の見直し

　　避難訓練、地元市町が行う訓練で得られた気づきや他の先進的な取組みを実施している類似施設の事例を参考にし、四半期ごとに、防災計画の見直しに係る検討委員会を実施。

　《検討委員会参集者》

・□□　□□

・□□　□□

・□□　□□

### ３　防災教育の実施

（１）職員に対する防災教育（平成○年度）

　　①特定職員への教育

　　　・■■　■■　：○月　XXXX防災セミナーへの参加

　　　・■■　■■　：○月　XXXX防災セミナーへの参加

　　②全職員に対する防災教育（平成○年度）

　　　・○月：■■を招聘し園内研修会を実施

（２）入園児童に対する防災教育（平成○年度）

　　　四半期に１回、以下の防災教育を実施（対象児童：３歳児以上）

|  |  |
| --- | --- |
| 月 | 内容 |
| ４月 | DVD（XXXXX）の視聴 |
| ７月 |  |
| １０月 |  |
| １月 |  |

### ４　物資・資機材の配備

　　別添「備蓄品等リスト」により、随時在庫状況を把握し、不足する場合は補充する。

### ５　入園児童等の情報整理

　　緊急時連絡・引き渡しカードの情報を常に最新のものに保つ。

### ６　地域との連携

　　日頃から地域住民、自主防災組織、やボランティアとの交流を図り、非常災害時の避難協力体制を構築し、災害発生時に地域住民の協力を得て、多数の児童の避難等を迅速に行えるようにしておく。

### ７　避難方法、引渡しルール等の周知

　　　以下について定めたとき又は変更したときは、速やかに保護者に周知する。

　　　○市町が指定するＵＰＺ圏外の避難所及び集合場所

○避難経路

○誘導方法

○家族への引渡し方法

# 各種リスト・様式等

### 職員連絡網（様式例）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 役職名 | 氏名 | 住所 | 自宅電話 | 携帯電話 | 通勤時間 |
| 携帯メール |
| 園長 | ○○○○ |  |  |  |  |
|  |
| 事務長 | □□□□ |  |  |  |  |
|  |
| 主任 | ☆☆☆☆ |  |  |  |  |
|  |
| 教諭 | △△△△ |  |  |  |  |
|  |
| ： | ： |  |  |  |  |
|  |
| 事務員 | ▽▽▽▽ |  |  |  |  |
|  |

覚知した職員

☆☆☆☆

事務長

△△△△

園長

### 公的機関等緊急連絡先一覧（様式例）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 機関名 | 電話番号 | ＦＡＸ番号 | メールアドレス |
| 防災 | ○○市役所（防災担当）課 |  |  |  |
| ○○市役所（福祉担当）課 |  |  |  |
| ○○消防署 |  |  |  |
| ○○警察署 |  |  |  |
| 救援 | △△町自治会 | 自治会長○○さん |  |  |  |
| 防災担当△△さん |  |  |  |
| ○○病院 |  |  |  |
| ○○園（協力福祉施設） |  |  |  |
| ライフライン | 電気 | □□電力 |  |  |  |
| ガス | ○○ガス株式会社 |  |  |  |
| 水道 | ○○市企業局 |  |  |  |
| 通信 | ＮＴＴ（○○局） |  |  |  |
| 取引先 | ○○食品 |  |  |  |
| □□薬品 |  |  |  |
| ： |  |  |  |
| ： | ： |  |  |  |

### 備蓄品等リスト（例）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 分類 | 品名 | 数量 | 保管場所 | 使用期限 |
| 飲料水、食料等 | 飲料水 |  |  |  |
| 米 |  |  |  |
| 非常食 |  |  |  |
| なべ |  |  |  |
| 食器 |  |  |  |
| カセットコンロ |  |  |  |
| 　： |  |  |  |
| 情報機器 | ラジオ |  |  |  |
| 携帯テレビ（ワンセグ） |  |  |  |
| メガホン |  |  |  |
| 携帯電話（充電器含む） |  |  |  |
| 　： |  |  |  |
| 照明等 | 懐中電灯 |  |  |  |
| ローソク（ローソク台を含む） |  |  |  |
| 携帯用発電機 |  |  |  |
| 電池 |  |  |  |
| 暖房資材 | 石油ストーブ |  |  |  |
| 灯油 |  |  |  |
| 携帯カイロ |  |  |  |
| 　： |  |  |  |
| 作業資材 | スコップ |  |  |  |
| ツルハシ |  |  |  |
| 合板 |  |  |  |
| のこぎり |  |  |  |
| 　： |  |  |  |
| 移送用具 | 車いす |  |  |  |
| ストレッチャー |  |  |  |
| 担架 |  |  |  |
| おんぶ紐 |  |  |  |
| 　： |  |  |  |
| 避難用具 | 地図 |  |  |  |
| テント |  |  |  |
| ビニールシート |  |  |  |
| ヘルメット |  |  |  |
| 防災ずきん |  |  |  |
| 避難用車両 |  |  |  |
| 搬送用ゴムボート |  |  |  |
| ロープ |  |  |  |
| 　： |  |  |  |
| 医薬品等 | 医薬品 |  |  |  |
| ガーゼ |  |  |  |
| 包帯 |  |  |  |
| 　： |  |  |  |
| 衛生用品 | 紙おむつ |  |  |  |
| 生理用品 |  |  |  |
| 　　： |  |  |  |
| その他 | タオル　　 |  |  |  |
| 下着 |  |  |  |
| 　： |  |  |  |
| 非常持ち出し品 | 　：　　　　(担当；○○) |  |  |  |
| 　　： | ： |  |  |  |

### 緊急時連絡・引き渡しカード（例）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **緊急時連絡・引き渡しカード** | 保護者印 |  | 担任印 |  |
| 園児氏名 |  | 性別 |  | 組（年齢） | 組 |
| 才 |
| 住　　所 | 〒電話（　　　　）　　　－ | 血液型 |  |
| 保護者名 |  | 園児との関係 |  |
| 在園する兄弟姉妹 | 　　　　　　　　組 | 　　　　　　　　組 | 　　　　　　　　組 |
| 氏名 | 氏名 | 氏名 |
| 緊急時の連絡先（優先順に） | ①氏名 | 続柄 | 電話(　　)　　－　　　　自宅・勤務先 |
| 携帯（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| メールアドレス（　　　　　　　　　　　　　） |
| ②氏名 | 続柄 | 電話(　　)　　－　　　　自宅・勤務先 |
| 携帯（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| メールアドレス（　　　　　　　　　　　　　） |
| ③氏名 | 続柄 | 電話(　　)　　－　　　　自宅・勤務先 |
| 携帯（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| メールアドレス（　　　　　　　　　　　　　） |
| 避難・引渡場所（災害種別ごとに違う場合には分かるように列記） |  |
|  |
| 引き取り者 |  | 園児との関係 |  |
| 引き渡し日 | 　　　年　　月　　日　　時　　分 | 引き渡し保育者等名 |  |
| 避難場所 |  | 今後の連絡先 |  |
| 特記事項 |  |

　**※原本は職員室、コピーしたものを非常持ち出しバッグ等へ入れておく。**

**※個人情報のため、管理には十分留意する。**

### 割振り表（例）

①職員所有車両等による避難

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 号車 | 車　種（所有者） | 乗車可能人数 | 職員 | 児童 |
| １ | XXXX（○○　○○） | ４人 | [運転]○○　○○[同乗]▲▲　▲▲ | ■■　■■◎◎　◎◎ |
| ２ | XXXX（○○　○○） | ４人 | [運転]○○　○○[同乗]▲▲　▲▲ | ■■　■■◎◎　◎◎ |
| ３ | XXXX（○○　○○） | ４人 | [運転]○○　○○[同乗]▲▲　▲▲ | ■■　■■◎◎　◎◎ |
| ４ | XXXX（○○　○○） | ４人 | [運転]○○　○○[同乗]▲▲　▲▲ | ■■　■■◎◎　◎◎ |
| ５ | XXXX（○○　○○） | ４人 | [運転]○○　○○[同乗]▲▲　▲▲ | ■■　■■◎◎　◎◎ |

②市町が定める集合場所に避難

|  |  |
| --- | --- |
| 誘導責任者 | （主）△△　△△　　（副①）▲▲　▲▲ （副②）▲▲　▲▲ |
| 移動方法 | 担当職員 | 対象児童 |
| 徒歩 | ▲▲　▲▲▲▲　▲▲ | ■■　■■　　■■　■■　　■■　■■　　■■　■■■■　■■　　■■　■■　　■■　■■　　■■　■■ |
| 散歩車 |  | （６人乗り）　《○○　○○》 |
|  | ６人乗り | ◎◎　◎◎ | ■■　■■　　■■　■■　　■■　■■　　■■　■■■■　■■　　■■　■■ |
| ４人乗り① | ◎◎　◎◎ | ■■　■■　　■■　■■　　■■　■■　　■■　■■ |
| ４人乗り② | ◎◎　◎◎ | ■■　■■　　■■　■■　　■■　■■　　■■　■■ |
| おんぶ紐 | ○○　○○ | ■■　■■ |
| ○○　○○ | ■■　■■ |